

| 第 1 回「横浜市磯子区地域ケアプラザ等指定管理者選定委員会」後期グループ議事録 | |
|---|--|
| 開催日時 | 平成 22 年 2 月 10 日（水）13 時 30 分から 15 時 20 分まで |
| 開催場所 | 磯子区役所 7 階 701 号会議室 |
| 出席者 | <p>選定委員：岩崎晴子委員、影山摩子弥委員、小宮山滋委員、櫻井重人委員、田邊実委員、林貞三委員、増尾定男委員（欠席 三浦武委員）</p> <p>事務局：宇賀神福祉保健センター長、斉藤担当部長、嘉代高齢・障害支援課長、戸塚福祉保健課長、中村運営企画係長、伊東職員、近藤職員</p> <p>傍聴人：なし</p> |
| 概要 | <p>●開会あいさつ【宇賀神センター長】</p> <p>●委員委嘱、委員紹介、事務局紹介 【事務局より説明、紹介】</p> <p>●選定委員会の役割・業務の説明 【事務局より説明】</p> <p>●委員長及び職務代理者の選任 選定委員会要綱に基づき、委員長に影山摩子弥委員、職務代理者に三浦武委員が選出された。</p> <p>●議題</p> <p>1 会議の公開、非公開の決定</p> <p>事務局：横浜市の指定管理者制度の所管である共創推進事業本部の考え方にに基づき、磯子区としても①公募要項の審議については非公開、②面接（ヒアリング）については公開、③審査について非公開、と考えているが委員の皆様にお諮りさせていただきたい。</p> <p>委員一同：異議なし。</p> <p>委員長：それでは①公募要項の審議については非公開、②面接（ヒアリング）については公開、③審査について非公開、とすることを決定する。</p> <p>2 資料説明（公募要項等）</p> <p>事務局：（公募要項案の共通資料と新杉田地域ケアプラザの施設別資料を使い説明。特にこれまでの運用と大きく変わる次の 2 点と新設地域ケアプラザの特徴について説明。）</p> <p>①施設使用料相当額について</p> <p>民間デイサービス事業者との公平性を保つために、デイサービス部分の設備更新等の費用として、施設規模毎に算定した金額を市に納入をすることになる。なお、施設運営の安定性を確保するために、利用者数に応じて減免制度が設けられる。</p> <p>②施設及び設備の維持管理の小破修繕について</p> <p>小破修繕は、年間 60 万円の範囲内で、地域活動・地域包括支援センター部分（共有部分含む）は、指定管理料で負担することとなる。デイサービス部分（共有部分含む）の負担は、年間 60 万円の範囲内で介護報酬にて負担することとなる。また、年間 60 万円を超えた場合でも 1 件 10 万円未満の修繕は、介護報酬で負担することとなる。なお、年間 60 万円を超える場合は横浜市の予算の範囲内で追加協定を結ぶこととなる。</p> |

事務局 : 新設の上笹下(仮称)地域ケアプラザはデイサービスがない施設となり、施設面積も580㎡程度となる。その他、他の地域ケアプラザとの違いとしては多目的ホールが一つ追加されており、地域交流を活発にするように作られている。関連して、評価項目の地域活動交流の箇所で、増設分多目的ホールの活用方法を提案するよう一文加えている。

また、併設施設として特別養護老人ホーム磯子自然村(仮称)との一体施設となるが、別棟の作りとなるため、共用部分は付帯設備のゴミ置き場と駐車場程度である。所長の人件費については、通常地域ケアプラザではデイサービスで半分負担することになっているが、上笹下の場合この部分がないため地域交流部門や併設施設の職員との兼務を可としている。

3 選定スケジュールの決定について

事務局 : 公募要項案のとおりでお諮りさせていただきたい。

委員一同 : 異議なし

委員長 : 事務局案に決定する。

4 選定方法の決定について

(1) 公募要項の決定

委員 : 例えばケアプラザの施設運営において、横浜市が責任を負うような具体的な事例があれば教えて欲しい。

事務局 : ケアプラザは施設賠償責任保険に加入しているので、この保険を適用する事態となれば、横浜市責任と言えるのではないかと。なお、日常的には事故や苦情があった場合は、横浜市に報告を義務づけており、事故防止に活かしている。

事務局 : 具体例を挙げるのは難しいが、そうした事態になれば、指定管理者と協議して対応していく。

委員 : 他の自治体では、エレベーターやエスカレータの事故もある。そうした事態を想定した対応を考えておくべきだ。

事務局 : この施設は公設民営となるので、原則としては施設の構造に起因する事故は横浜市が、施設の管理運営上の事故は指定管理者が責任を負う。ただし、両者に責任があると思われる内容については、市と指定管理者が協議を行うこととなる。

委員 : 施設利用料の399万円については理由があるのか。

事務局 : まちづくり調整局で施設の更新経費を算出し対応年数で割った平均の数字と聞いている。個別の施設の金額については聞いていない。

委員 : 横浜市が建設したデイサービス施設と民設のデイサービス施設はどのくらいあるのか。

事務局 : 地域ケアプラザは119館あり、ほぼ全ての施設にデイサービス機能がある。民設のデイサービス施設については、後日回答したい。

委員 : デイサービス部分は法人の負担が増えるということか。

事務局 : 横浜市としては、デイサービス事業所部門は一定の収益があると考えている。

委員 : 介護事業も年々変わっている。介護予防支援ができて、介護状態にならず、元気に暮らしていけるような取組も始まっている。そうした中で収益が上がる部門には少しでも返していただこうということであろう。

委員 : 実際にはデイサービスはさほど儲からないとも聞いている。その中でも手を挙げていただくと言うことは地域にとってはありがたい。地域住民の立場から協力していきたい。

委員長 : 公募要項についてはこれでよいか。

委員一同 : 異議なし

(2) 評価基準項目・配点の決定

事務局 : 配点については、点数の差を明確にするために、1、3、5点の3段階の配点をとりたい。同点の場合の取り扱いだが、6つの大項目ごとの合計点で勝敗を決める。それでも同点の場合は委員の挙手による多数決で、更に同数の場合は委員長判断で決定するという案でお諮りしたい。

委員長 : 配点については、円滑な審査を行うことも考慮して、事務局案としたいがどうか。

委員一同 : 異議なし。

委員長 : 同点の場合の処理方法だが、再び同点となった場合については投票委員数を奇数とし、委員は必ずいずれかを選択する方法を提案するがどうか。

委員一同 : 異議なし。

委員長 : それでは一部修正を加えて事務局案で決定する。

(3) 最低制限基準の決定

委員長 : 続いて最低制限基準の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 横浜市健康福祉局も配点合計の概ね60%を目安としていると市会で説明している。磯子区としても60%を最低基準と考えているので、お諮りさせていただきたい。

委員一同 : 異議なし

委員長 : 配点合計の60%を点の最低制限基準とすることを決定する。

(4) 応募者が無かった時の対応方法の決定

事務局 : 応募が無かった場合や、資格を満たす応募者が無かった場合、「選定等に関する要綱」の第2条に従って再公募する。それでも応募がなければ第3項に添って非公募で選定することとしたいがどうか。

委員一同 : 異議なし

(5) 現運営法人の事業実績評価基準・審査方法の決定

事務局 : この部分は、現在の運営法人が応募した場合、地域の福祉保健の活動拠点としては、地域との結びつきや信頼性が重要であるとの観点から、その実績に応じて±10点の評価点が、配点に加算または減算される。平均的な点数が付けば、±0点となる。お手元の評価基準案に沿って行政の担当部署で採点し、その内容をご審議いただく方法についてお諮りいただきたい。

委員長 : 事業実績について、これだけの項目を評価するならば、本来は訪問等も行なわなければならない。担当部署で集約し、その結果を出していただいた方が合理的と思う。実効性を確保する上でも事務局提案が良いと思うがどうか。

委員一同 : 異議なし

●閉会あいさつ【齊藤担当部長】

| 第2回「横浜市磯子区地域ケアプラザ等指定管理者選定委員会（後期グループ）」議事録 | |
|--|--|
| 開催日時 | 平成22年5月17日（月）13時30分から14時45分まで |
| 開催場所 | 磯子区役所7階702号会議室 |
| 出席者 | <p>選定委員：影山摩子弥委員、岩崎晴子委員、小宮山滋委員、三浦武委員、櫻井重人委員、田邊実委員、林貞三委員、増尾定男委員</p> <p>事務局：白井福祉保健センター長、斉藤担当部長、嘉代高齢・障害支援課長、戸塚福祉保健課長、中村運営企画係長、後藤職員、近藤職員</p> <p>傍聴人：なし</p> |
| 概要 | <p>●司会進行【戸塚福祉保健課長】</p> <p>●前回審議内容振り返り【影山委員長】</p> <p>●選定委員会の役割・業務の説明【事務局より説明】</p> <p>●全体スケジュールの確認【事務局より説明】</p> <p>●議題</p> <p>1 各施設の応募状況</p> <p>事務局：既存2施設は現運営法人のみの応募であり、新設施設は同一敷地内で特別養護老人ホームを運営予定の1法人のみの応募であった。よって、1施設に対して複数の応募はなかった。なお、応募状況は、5月27日の第3回選定委員会で公開するまでは非公開でお願いしたい。</p> <p>2 応募資料の説明</p> <p>事務局：新杉田地域ケアプラザの応募書類を見ながら、各資料について説明。（様式1～様式7、その他定款、登記事項証明書、財務関係書類等について説明。）</p> <p>*様式5「申請団体役員名簿」で、神奈川県警へ暴力団関係者の照会を行い該当なし。</p> <p>*資料1-1「過去3年間の財務関係書類」は、健康福祉局が契約した外部機関にて審査し、施設運営に際して特に問題はなし。</p> <p>委員長：各施設1法人のみの応募ということだった。そして、新杉田地域ケアプラザの応募書類を参考に説明いただいたが、応募書類について質問、意見等あるか。</p> <p>委員：各施設の提案上限額に差があるが、どのように計算されているのか。</p> <p>事務局：全施設で人件費は同じだが、施設毎の管理費の差が大きい。施設構造や設備などの違いにより上限額に差が出る。</p> <p>委員：新杉田の連絡通路はエスカレーター等の設備も含まれているから、その分高くなる。</p> <p>委員：基準となる考え方はあるのか。</p> <p>事務局：人件費は全施設同じだ。管理費は施設毎に過去の実績を考慮して決めている。</p> <p>委員：先ほどの説明で、提案額どおりに契約額を決めるわけでないとの説明があったが、提示された金額に問題があるのか。</p> <p>事務局：上笹下は他の施設に比べ上限額との差が大きいいため、十分に確認し、場合によっては調整の余地もあるのではないかとということだ。</p> <p>委員：法人の努力として提案されているので、調整の必要はないのではないかと。</p> |

事務局：もちろんサービス水準が確保されていれば問題ない。

事務局：上笹下は他の施設と異なり横浜市のルールに不慣れなためか、指定期間中の賃金増を考慮した提案となっている。そのため、初年度と最終年度とで差が生じている。しかし、指定管理料は制度改正等の明確な増額理由がなければ5年間横ばいとなるので、その点での調整の余地があるのかと思う。

委員：施設使用料相当額が両法人とも同じ金額だが、施設の規模が違うのではないか。

事務局：この金額は横浜市全体で共通の金額であり、施設利用者の1日平均が21人を超えるかどうかの2通りの金額しかない。両施設共に21人を超えるので同額となる。

委員：企業努力して頑張っても取られてしまうという考え方もあるが。

事務局：民間企業の場合は施設の建設費を法人が負担しているが、ケアプラザは公費で建設されている。その点での公平性を考えて負担していただくこととなった。

3 現運営法人の事業実績評価

事務局：第1回選定委員会で事務局に一任していただいたので、福祉保健課と高齢・障害支援課で現運営法人の事業実績評価を行った。結果は配布資料の通りである。この得点を選定審査の評価点数に換算すると全施設±0点となることを事務局案としてお諮りさせていただきたい。

委員：例えば、この評価がマイナスであればこの法人はダメだということにならないか。

事務局：その他の項目の合計で、基準点を超えていけば問題はない。

委員：自分の関係しているケアプラザならば分かるが、それ以外の施設だと評価が難しい。

委員長：各地域ケアプラザは第三者評価をきちんと行っているのに、その評価結果を使わないなど、評価方法について矛盾点も多いが、区役所で時間をかけて厳正に評価したもののなので、問題はないと思う。事務局案どおりでよいか。

委員一同：異議なし。

4 第3回選定委員会（5月27日）の流れ

事務局：面接審査の事務局案だが、1施設あたり50分間で行う予定だ。50分間の内訳は、説明15分、質疑応答20分、結果記入10分、その他入替等で5分と考えている。時間は10時から開始し20分ほど準備、確認を行い、10時20分から50分が新杉田、11時10分から正午までが上笹下、昼の休憩を60分取り午後1時から50分が滝頭で、終了後に30分ほどで総括と指定候補者の選定を行なう。

委員長：事務局案のスケジュールでよいか。

委員一同：異議なし。

委員：各法人から説明者は何人来るのか。また誰が来るのか分かるか。

事務局：説明者は3名まで。理事長または理事と所長または所長予定者は各施設とも出席予定だ。詳細は第3回の委員会当日に配布する。

委員長：当日質問してみたい事項や利用施設で気づく点があれば、委員で共有したいと思う。質疑時間は20分と短いので効率的に進めていきたい。手元に質問案のようなものが

あると質問しやすくなると思うのだがどうか。

委員：運営協議会等で事故報告がたまにあるが、主に高齢者が使う施設であること、利用者も健常者だけでないということから安全対策について聞いてみたい。

委員：滝頭は良くやっていると思うが評価で1点となっている項目もあるのはなぜか。

事務局：これは評価の不備の一つで、市内の全ケアプラザの平均数と比較して点数を決めていることが原因だ。滝頭の場合は、すぐ裏にあるコミュニティーハウスと重複する内容の事業を行わないようにしているし、そもそも駅から離れていて地域の方以外の利用が多くはないと言える。一方、新杉田は駅に直結した施設で、誰もが利用しやすい。このように立地環境が全く違うにも関わらず、市内平均を基準にすることとされている。

委員：市内平均を取るのはおかしい。磯子区平均に対する評価であれば理解できる。

委員：上笹下はデイサービスがないとのことだが事業者のメリットはどうか。

事務局：デイサービスがある方が通常は利益が上がる。デイサービスがないケアプラザは市内で4館目だが、それぞれに異なる施設が併設されるなど特徴があり、まだ一概に評価はできないかと思う。

委員：上笹下は特養が併設されるからデイサービスがないのか。

事務局：民間のデイサービスが充足されていることから、平成19年度以降に設計する地域ケアプラザは、公費でデイサービスを設置しない方針となっている。

委員長：各委員からいただいた意見等は事務局で取りまとめて、第3回の席上で配布していただくことでよいか。

委員一同：異議なし

委員長：議題は全て終了したようだが、事務局からこの他の審議事項はあるか。

事務局：応募資料をお持ち帰りいただき、来週の第3回選定委員会にお持ちいただきたい。なお、選定委員会終了後に応募資料は回収させていただく。それでは来週の面接審査にご協力いただきたい。

●閉会あいさつ【臼井センター長】

次回27日は午前10時から長時間の選定となるが、本日の結果を踏まえて、公正・公平に審査していただけるようお願いしたい。

| 第3回「横浜市磯子区地域ケアプラザ等指定管理者選定委員会（後期グループ）」議事録 | |
|--|--|
| 開催日時 | 平成22年5月27日（木）10時00分から14時30分まで |
| 開催場所 | 磯子区役所7階701号会議室 |
| 出席者 | <p>選定委員：影山摩子弥委員、岩崎晴子委員、小宮山滋委員、三浦武委員、櫻井重人委員、田邊実委員、林貞三委員、増尾定男委員</p> <p>事務局：白井福祉保健センター長、斉藤担当部長、嘉代高齢・障害支援課長、戸塚福祉保健課長、中村運営企画係長、後藤職員、近藤職員</p> <p>傍聴人：なし</p> |
| 概要 | <p>●司会進行【戸塚福祉保健課長】</p> <p>●前回審議内容振り返り【影山委員長】</p> <p>●面接・審査の確認事項【事務局から説明】</p> <p>●議題</p> <p>1 応募法人の面接</p> <p>(1) 横浜市新杉田地域ケアプラザ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募法人 社会福祉法人 電機神奈川福祉センター ・応募法人から法人の沿革、地域ケアプラザの取組等を説明。 <p><質疑></p> <p>委員：安全対策についてどの程度職員へ指導しているのか具体的に詳しく聞きたい。</p> <p>応募法人：事故はやはりデイサービスが多い。昨年度5件報告している中で、大きな事故は2件あった。他の3件はぶつけた程度で怪我にはならなかったが念のため受診した。事故について、朝礼、昼礼、就業後のミーティングで指導を行っている。特に終業後の5分ミーティングでは、事故やヒヤリハット事例など利用者について気が付いたことを情報共有している。また、改善考案ボックスを設置して、職員が気が付いたことや利用者の苦情等を提出するような仕組みをもっている。この中から事故に繋がるような内容について対策を行っている。</p> <p>また、大きな怪我に繋がったような事故に関しては、法人の安全衛生委員会で検討している。ケアプラザだけの安全対策ではなく、法人全体の課題として職員全体で取り組んでいる。</p> <p>委員：事故が起きた場合に病院に連れて行くと思うが、提携している病院等はあるか。</p> <p>応募法人：まず始めに病院に搬送するかどうか家族に確認を取る。その上で掛かり付けの病院があればそちらに連れて行き、そうでなければ、磯子中央病院などの総合病院にお連れして受診していただく。いずれにしても家族の了解を得て行っている。</p> <p>委員：民生委員や地域福祉関係者とのネットワーク構築について説明があったが、どのような形で作られているのか。</p> <p>応募法人：民生委員の毎月の会合にできる限り出席している。また年に3回、民生委員と一緒に勉強会を行っている。困難ケースの場合は、民生委員がケアマネジャーや区職員等と共にカンファレンスに同席することもある。この15年間、職員がほぼ異動せずに地域の皆さんと顔の見える関係づくりに努めてきて、地域に受け入れ</p> |

られてきたからだと思う。

委員 : 職員が長く勤めることは良いことだ。そうした関係の中から一人暮らし高齢者等の情報は入ってくるのか。

応募法人 : 民生委員から情報が入ることが多い。古いアパートでの一人暮らし高齢者が多いが、そのような情報が民生委員から入ってくる。

委員長 : 障害者雇用について、多くの企業は多少訓練をさせて出来ることをさせようとするが、ある程度できるように設備を整えようと考えてしまう。この考え方だと障害者は使えない、大変だ、という発想になってしまう。私はこの考え方だが間違いだと思っており、障害者の特性を活かせば企業の労働生産性をあげる事が出来ると考えている。電機神奈川福祉センターは“この人は出来ないけど雇ってください”というアプローチをとっているのか、それとも“この人はこのような事が得意だ”などと新しい説得材料をもってアプローチしているのか。

応募法人 : 委員長の言うとおりに、従来型の障害者雇用でなく、障害者の特性を活かした雇用、例えば清掃作業など障害者の特性を活かした働ける場は必ずある。私たちとしては、もちろん戦力として考えて送り出している。その他、特例子会社設立を支援するNPO法人を立ち上げるなど、障害者の働ける環境づくりにも努めている。

委員 : 第2期の磯子区地域福祉保健計画スイッチON磯子に対する職員の認知度、関わりはどうか。

応募法人 : 地域交流部門の職員が中心となって会議等に積極的に参加させていただいてるが、計画の中心は地域の方なので、地域を支援する立場を忘れずに、でしゃばりすぎないように心がけて計画に関わっている。

委員 : 地域の立場としては、非常に良く協力していただいていると思っている。地域へ出向いた活動もしっかりやっけていただいている。

委員 : 民生委員児童委員協議会(民児協)としてもケアプラザと連携して年3回以上の会合を行い地域に密着した活動を行っている。これからもお願いしたい。

委員 : 先日、働いているところを見学させていただいた。職員の方が私にも挨拶してくれたが、障害の有無に関わらず職員の皆さんが非常に生き生きとして働いていて良い施設だと思った。

(2) 横浜市上笹下地域ケアプラザ

- ・ 応募法人 社会福祉法人 ふるさと自然村
- ・ 応募法人から法人の沿革、地域ケアプラザに反映できる事業、抱負等を説明。

<質疑>

委員 : 高知県を中心に事業を展開されているが、横浜市に進出するに当たって意気込みを聞きたい。

応募法人 : 高知県内で幅広く事業を行うなかで、良いケアをするという評価をいただいていたが、職員からはユニットケア(※個人の自立を尊重するため施設の居室を1ユニット10人以下のグループに分けてそれぞれを1つの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中で行うこと)を行いたいという強い思いがあった。高知県では特別養護老人ホームの建設が頭打ちとなっているので、職員育成等と併せ模索

する中で、横浜市で広く公募していることがわかった。そこで、今後高齢化が進む都市部で自分たちの経験を生かしながら、横浜市の資源となり、横浜市に根付いて事業を行っていきたくと考えている。職員も熱い思いである。

委 員 : 横浜で提携できる医療機関があるのかどうか伺いたい。

応募法人 : 私自身が介護老人保健施設の高知支部長を行っている関係で、全国の評議会にも出席している。そこで、横浜の医療機関を紹介していただき、嘱託医としての内諾をいただいた方もいる。今後もいくつかの病院に声を掛ける予定だ。

委 員 : 地域に根ざした施設として、地域との交流や連携をどう考えているか。

応募法人 : 地域との交流や連携は、ケアプラザを運営していく上で一番大事なことと考えている。地域ケアプラザとは何をやる施設なのか分からない、と地域から言われることが多かったかと思う。そこで、私たちは地域に出向き、地域の人達が何を思い、何を求めているのかを知らなければならないし、同時に私たちが出来る機能を全て知っていただくよう努めなければならない。その中で、地域と私たちが共に考えていくことが必要なのではないかと考えている。一方向だけの関係でなく、顔の見える関係づくりを通じて地域の皆さんに育てていただけるような運営をしていきたいと考えている。

委 員 : 理事長から地域の元気の源になると言う言葉をいただいたが、地域に早く馴染んでいただき、有言実行で頑張ってもらいたい。地域としても協力し合っていきたいと考えている。

委 員 : 新しい施設なので、職員の体制や採用をどう考えているか。

応募法人 : 高知県内の施設からある程度経験のある職員を公募し、高知から連れてくることも考えている。また、磯子駅前に職員募集の看板も出し、ホームページももう少しで開設する。今後始まる各種学校の就職活動やハローワークなど高知と同様に行っていく。

委 員 : 継続して勤務できる職員をぜひ育てて欲しい。

委 員 : 私も地元である。地域の活性化にぜひ協力していただきたい。

委員長 : 高知と違い横浜なりに配慮しなければいけないと思っていることはあるか。また、横浜で事業展開するうえで問題点と考えている点は何か。

応募法人 : 配慮したい点は方言だ。高知では方言がお互いの距離を縮めるものと考えていたが、横浜では違うと考えているので標準語で接していきたい。
問題点は、職員の募集と人材育成だと考えている。ここがクリアできれば法人の方針として人材が育つと思う。

応募法人 : 配慮したい点として、地域特性が挙げられるが、横浜と高知の特性をうまくコラボレーション出来ればと考えている。

問題点としては、やはり人の募集だ。特養にしてもケアプラザにして人が集まりづらいのが現実なので、様々な媒体を駆使しながらより良い人材を集めて、育成を行い、職員が長く勤められる施設を目指したい。

応募法人 : 問題点・課題点は、継続して働けるような環境整備だと思う。

委 員 : 人材確保について伺いたい。職員に欠員が生じた場合には高知県内施設から人事異動させるとあるが、現実的にはかなり難しいと思うがどうか。

応募法人 : 法人本部からは空港が近いので、飛行機を使えば時間的には近い。また、職員アンケートも実施し、ある程度の期間であれば横浜で働いても良いという回答もあ

る。法人の方針として、一方的に人事異動させることはない。

委員：研修等について法人全体で行うこともあるのか。

応募法人：もちろん実施しているし、今後も行いたいと考えている。

(3) 横浜市滝頭地域ケアプラザ

・応募法人 社会福祉法人 竹生会

・応募法人から法人の沿革、地域ケアプラザの取組等を説明。

<質疑>

委員：第2期の選定に対する所長の考え方を聞きたい。

応募法人：対象地域は岡村地区と滝頭地区にまたがるが、施設は滝頭のだ真ん中にあり、岡村からは少し離れている。そう言った立地条件の中で、ケアプラザに来られないから予防事業が受けられないということにならないよう、私たちから地域に出向く姿勢でいる。今年度は岡村地区で3か所ほど町内会館を借りて、事業を一緒に進めていく予定である。今後はより深く地域に入っていくという方針が私の考え方だ。そうした中で地域と密な関係を築きつつある。これまで遠かったために電話も掛けづらかったという声もあったが、関係を築くことによって、電話をいただけるようになってきた。これからも地域に貢献していきたい。

委員：岡村はケアプラザから距離があるために利用しにくいとは聞いていた。ケアプラザから地域に出向くと言うことは、ぜひお願いしたい。関係ができればいろいろと発展していくだろう。

応募法人：岡村8丁目など屏風ヶ浦地域ケアプラザに近い人が、屏風ヶ浦地域ケアプラザに相談に行くことがある。利用者にとって場所は関係ないとは言っても、滝頭に電話をいただければそちらまで出向いていくつもりである。そうなるよう頑張りたい。

委員：岡村は地理的、交通的に不便だと聞いている。出前的な事業には、ぜひ力を入れて欲しい。何か特別な対策はあるか。

応募法人：やはり場所の確保が第一だと思う。町内会長や民生委員にご協力いただいて場所を貸していただきながら一緒に進めさせていただければと思う。

委員：町内会館はみんなのものだ。ぜひ、そのように進めて欲しい。私も自分の地域では町内会長に協力をお願いする。委員の皆さんもそれぞれの地域で、ぜひ、協力して欲しい。

応募法人：岡村地区の高齢者がどこか近い会場へ行けるよう地域の方と一緒に取り組んでいきたいと思っている。今月実施した事業では80名近い高齢者の方にお集まりいただいた。場所が近ければ参加していただけることがよく分かったので、引き続き力を注いでいきたい。

委員：交通手段がバスだけという不便な地域だが、とても一生懸命やっていたらいる。協力医の講座など何回か参加しているが非常に役に立つ話しをしていただいている。出前も含めて引き続きやっていただきたい。よろしくをお願いしたい。

応募法人：協力医の講座は、インフルエンザ対策や食中毒など時期にあった身近な話題を織り交ぜ、なおかつ分かりやすく行っていただいている。

委員 : 一人暮らし高齢者が増えており、本当はサービスが必要なのに受けられない人も少なくない。このような人へのケアはどう考えているか。

応募法人 : 両地域共に一人暮らし高齢者に対する見守り訪問活動が行われている。この活動の情報交換を行う場である支えあい連絡会にケアプラザ職員も参加している。支援が必要な方だと情報をいただいた場合には訪問し、サービスに繋がっているケースもある。すぐに支援の必要がない方についても地域の方とともに見守りを行っている。

委員 : 見守り訪問活動は両地域とも行っているのか。

応募法人 : 両地域とも実施してある。また、ケアプラザを使った配食サービスも行われており、70名近い高齢者に食事を届けている。配食時に応答がない場合、地域ケアプラザに連絡を入れていただいている。職員が出向き救急車を呼んだこともある。何かあれば連絡をくれるという関係ができつつあるので、ぜひ2期目をやらせていただいて、もっと充実させていきたい。

委員 : 地域ケアプラザにとって、地域とのネットワークはとても大事だ。

応募法人 : 職員の人数が限られているので、地域の方々の協力がなくては出来ない業務がたくさんある。これからは、地域を支えていく中で、地域の力も必要だと言うことをアナウンスさせていただくことも必要だと考えている。

委員 : 行政によく言っていることだが、「やるから来い」でなく「行くから来てください」だ。その精神でぜひ取り組んで欲しい。

委員長 : 環境マネジメントシステムを行っているようだがISO14001の認証を受けているのか。また、ベースとなっているシステムはあるか。

応募法人 : ISO14001の認証は受けておらず、基本的には神奈川県システムを使用している。

委員長 : 神奈川県システムは簡単すぎる印象があるので内容を考えた方がよいかもしれない。また、地域に出ていくという前向きの姿勢についてだが、これは指定管理者という制度があるからか。それとも事業運営の理念から当然でできた考え方なのか。

応募法人 : 後者の考え方だ。今年度はより力を入れて実行しようと考えている。

委員 : 基本理念の中に環境への配慮とあるが具体的にどういったことがあるか。

応募法人 : 横浜市のG30の徹底、エコキャップ運動への参加、そのほか電気、水道、ガスについても節減に努めていく。

応募法人 : 滝頭、岡村地区は道が狭いところが多く、自動車が使いにくいこともあり、職員の移動手段として主に自転車を使用していることも環境への配慮のひとつだ。

2 応募法人の審査、その他意見交換等

委員長 : 各地域ケアプラザの審査結果を報告したい。

※委員8人の平均点/満点(最低制限基準点)

(1) 新杉田地域ケアプラザ

応募法人(福)電機神奈川福祉センター 108.5点/140点(84点)

(2) 上笹下地域ケアプラザ
応募法人 (福) ふるさと自然村 93.25点 / 135点 (81点)

(3) 滝頭地域ケアプラザ
応募法人 (福) 竹生会 106.5点 / 140点 (84点)

委員長 : 以上のとおり、応募3法人共に最低制限基準を満たしているのので、それぞれを優先交渉権者に選定したいがどうか。

委員一同 : 異議なし。

委員長 : それでは、応募3法人を優先交渉権者に選定する。

委員長 : 続いて、最後の議題となるが選定された3法人に対して何か意見等はないか。また、今回の一連の指定管理者の選定手続きに対する委員の皆様の意見を伺いたい。

委員長 : 3施設それぞれの評価をまとめると

【新杉田地域ケアプラザについて】

- ・地域の声をよく聞いて、地域に根ざした施設として委員の期待も高い。
- ・磯子区地域福祉保健計画について職員もよく理解している。

【上笹下地域ケアプラザについて】

- ・横浜市で新たに事業を実施したいという熱意を強く感じた。
- ・所長予定者に経験豊富な人材を採用している。

【滝頭地域ケアプラザについて】

- ・地域に出向いて行こうという姿勢が評価できる。
 - ・地域とのネットワークづくりの成果が見られることも評価できる。
- とのことだったが、他に何かないか。

委員 : 上笹下ケアプラザは高知県でのノウハウを横浜で生かしてほしい。

委員 : 今回で磯子区の地域ケアプラザの選定は完了したが、この機を捉えて、地域ケアプラザがどういった施設であるかということ、連町会経由でPRしていただければ地域に浸透すると思う。既存施設については努力もしているし、地域に根付いているので理解できる。上笹下はこれからなので苦労もあると思う。高知県では様々な施設を運営しているが、都市部の方が福祉課題への対応が難しい。我々民児協のような関係団体、地域・行政が一体となって指導して行くことが施設を育てる事に繋がると思う。

委員 : 上笹下ケアプラザは実績があったとしても地方と都市で違いがある。そこで、地域がニーズをぶつけていくことが大事である。そして、みんなで育てていかなければいけない。

事務局 : いかに地域に合った運営をしていただくのが大事だ。高知県での実績を横浜でどのように反映させていくのか期待したい。また、包括エリアの引き継ぎもあるので、利用者に迷惑がかからないように進めることも大事だ。引き続き、皆さんからご意見を伺いながら進めていきたい。

委員 : 今回、初めて指定管理者の選定委員を任されたが、1施設に1法人の応募しかないにも関わらず、このような会議を行う必要性を感じられない。

委員長 : 私も同意見だ。競争原理を取り入れて良いものと悪いものがある。沢山の応募があり、その中で良い法人を選べば良いという考え方が成立していない。また、安いコストで選定が済んだと横浜市は言うかもしれないが、実際には各委員が資料を持ち帰って読み込む労働コスト等を横浜市は考えていない。そのような部分も含めてもっと工夫をして地域のために良い制度に改めるべきだと思う。

事務局 : 横浜市全体で指定管理者制度を行っているが確かに福祉の施設で馴染むのかという問題意識を持つ者も少なくない。また、5年というサイクルで地域と良い関係を築けるのかという疑問もある。貸し館だけの施設であれば競争原理の中で低コストを求める考え方であっても理解できるが、地域の福祉活動の拠点となる施設が指定管理者制度に馴染むかという疑問が残る。

委員 : 年数が経てば建物自体のメンテナンスの問題も出てくる。

委員 : 既存の地域ケアプラザは所長さんをはじめ良くやってくれている。ただケアプラザ職員だけでは出来ないこともたくさんあるので、地域で支えていかなければいけない。

事務局 : 本日の選定結果について区長に報告し、速やかに応募法人へ選定結果を通知し、一般向けには区役所ホームページに結果を掲載していきたい。

●閉会あいさつ【臼井センター長】

本日は長時間にわたる面接審査となりましたが、ありがとうございました。なお、この間に委員の皆様からいただいたご意見については、局に伝えていき、制度全般の改善に努めていきたいと思っておりますので、今後ともご協力のほどよろしく願いいたします。